

令和 7 年度決算に基づく
健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

横浜市監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和7年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付する。

令和8年9月1日

横浜市監査委員	酒井良清
同	高品彰
同	前田一
同	鈴木太郎
同	藤崎浩太郎

第1 審査の対象

- 1 令和7年度決算に基づく健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 令和7年度決算に基づく資金不足比率
- 3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

【参 考】

【健全化判断比率及び資金不足比率の対象】

健全化法 会計区分	横浜市会計区分		健全化判断比率				資金不足 比 率				
			実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債 費 比 率	将来負担 比 率					
一般 会 計 等	一般会計		↑ ↓	↑	↑	↑					
	特別会計	母子父子寡婦福祉資金会計									
		勤労者福祉共済事業費会計									
		公害被害者救済事業費会計									
		市街地開発事業費会計									
		新墓園事業費会計									
		みどり保全創造事業費会計									
		公共事業用地費会計									
		市債金会計									
	公営事業 会 計	国民健康保険事業費会計									
介護保険事業費会計											
後期高齢者医療事業費会計											
自動車駐車場事業費会計											
公 営 企 業 会 計	公 営 企 業 会 計	港湾整備事業費会計					↑				
		中央卸売市場費会計									
		中央と畜場費会計									
		風力発電事業費会計									
		公 営 企 業 会 計	下水道事業会計								
			埋立事業会計								
	水道事業会計										
	工業用水道事業会計										
	公 営 企 業 会 計	自動車事業会計									
		高速鉄道事業会計									
病院事業会計											
一部事務組合・広域連合											
地方公社・第三セクター等											

注1 この表は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領等を基に、横浜市の各会計の審査の対象についてまとめたものである。

注2 公営企業会計のうち、法適用は地方公営企業法の規定の全部又は財務規定等を適用している会計で、法非適用は同法を適用していない会計である。

第2 審査の期間及び審査の方法

1 審査の期間

令和8年7月1日から令和8年9月1日まで

2 審査の方法

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づき適正に算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、横浜市監査委員監査基準に従い、各決算関係書類及び根拠資料との照合、年度間比較等の分析、関係職員からの聴取などを実施することにより審査を行った。

第3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令の規定に基づき適正に算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

第4 健全化判断比率等の状況

1 健全化判断比率

本市における健全化判断比率は、図表1のとおりである。

図表1 健全化判断比率の状況

(単位：%)

健全化判断比率	本市の状況		早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
	令和7年度	(参考) 令和6年度		
(1) 実質赤字比率	—	—	11.25	20.00
(2) 連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.00
(3) 実質公債費比率	9.2	9.2	25.0	35.0
(4) 将来負担比率	106.3	114.9	400.0	

注 実質赤字及び連結実質赤字が発生していないため「—」と表記した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率においては、実質赤字が発生していない。

実質公債費比率は、令和6年度と同じ9.2%となった。

将来負担比率は、令和6年度に比べ8.6ポイント減少し、106.3%となった。

2 資金不足比率

資金不足比率においては、全ての公営企業会計で資金不足が発生していない。
各公営企業会計の資金不足比率は、**図表 2** のとおりである。

図表 2 資金不足比率の状況

(単位：％)

会 計 名	本市の状況		経営健全化 基 準
	令和 7 年度	(参考) 令和 6 年度	
(1) 港湾整備事業費会計	—	—	20.0
(2) 中央卸売市場費会計	—	—	
(3) 中央と畜場費会計	—	—	
(4) 風力発電事業費会計	—	—	
(5) 下水道事業会計	—	—	
(6) 埋立事業会計	—	—	
(7) 水道事業会計	—	—	
(8) 工業用水道事業会計	—	—	
(9) 自動車事業会計	—	—	
(10) 高速鉄道事業会計	—	—	
(11) 病院事業会計	—	—	

注 資金不足が発生していないため「—」と表記した。